

【資料No.1別紙2】資格確認書等の有効期限設定

No.	改訂種別 (追加/変更)	小分類	機能ID
1	追加	2.1.8 資格確認書・資格情報のお知らせ作成	新規
2	変更	5.1.1 資格確認書有効期限設定	0242701
3	追加	5.1.1 資格確認書有効期限設定	新規
4	追加	5.1.1 資格確認書有効期限設定	新規
5	追加	5.1.1 資格確認書有効期限設定	新規
6	追加	5.1.2 資格確認書・資格情報のお知らせの作成	新規

7	追加	5.1.2 資格確認書・資格情報のお知らせの作成	新規
8	追加	5.2.1 高齢受給者証作成	新規

に 関 する 機 能 要 件 の 修 正 （ 案 ）

機 能 要 件 （ 1.4 版 ）	
機 能 要 件	実 装 区 分
資格確認書の有効期限を設定できること。 【管理項目】 ・ 有効期限	◎

機能要件	実装区分
資格情報のお知らせについて、70歳以上の被保険者における負担割合を記載する場合、資格確認書の有効期限と合わせるなど、有効期限を変更できること。	○
資格確認書の有効期間は、5年以内で設定できること。 【管理項目】 ・有効期限	◎
資格確認書の有効期限について、70歳未満の被保険者の有効期限と70歳以上の被保険者の有効期限をそれぞれ設定できること。	○
資格確認書の有効期限について、任意記載事項となる限度額区分および特定疾病療養区分の有効期限が異なる場合、各任意記載事項のうち最短の有効期限を設定できること。	○
資格情報のお知らせの有効期限について、70歳未満の被保険者の有効期限と70歳以上の被保険者の有効期限をそれぞれ設定できること。	○
資格確認書の一斉更新において、70歳未満と70歳以上の被保険者の更新時期が異なる場合、「70歳以上のみ」または「70歳未満のみ」の被保険者を選択して、一括出力できること。	○

資格情報のお知らせの一斉更新において、70歳未満と70歳以上の被保険者の更新時期が異なる場合、「70歳以上のみ」または「70歳未満のみ」の被保険者を選択して、一括出力できること。	○
高齢受給者証について、一括出力できること。 (資格情報のお知らせの発行対象者は除く。)	○

資料No.1
別紙2

国民健康保険システム標準化
第1回合同ワーキングチーム
令和7年6月11日

機能要件（修正案）

要件の考え方・理由

資格情報のお知らせについては、70歳以上の被保険者における有効期限について負担割合を記載することから、高齢受給者証と同様に8月～翌7月の単位を年度とした有効期限を設定することを推奨するが、有効期限を1年以上とし、世帯の異動等の理由により負担割合に変更が生じた際、変更後の負担割合を記載した資格情報のお知らせを交付することが可能である場合は、必ずしも高齢受給者証と同様の有効期限とすることは実装してもしなくても良い機能とする。

資格確認書の有効期間は、5年以内で各保険者が設定することとする。

市町村運用において70歳以上の被保険者における有効期限について負担割合を記載することから、高齢受給者証と同様に8月～翌7月の単位を年度とした有効期限を設定しており、70歳未満の被保険者においては5年以内の有効期限を設定するケースを考慮し、資格確認書の有効期限について、70歳以上と70歳未満でそれぞれで管理する機能を実装オプションとする。

過誤調整を防ぐ等の観点から、有効期限欄に各任意記載事項のうち最短の有効期限を記載することを実装オプションとする。

市町村運用において70歳以上の被保険者における有効期限について負担割合を記載することから、高齢受給者証と同様に8月～翌7月の単位を年度とした有効期限を設定しており、70歳未満の被保険者においては有効期限を設定しないケースを考慮し、資格情報のお知らせの有効期限について、70歳以上と70歳未満でそれぞれで管理する機能を実装オプションとする。

市町村運用において70歳以上の被保険者における有効期限について負担割合を記載することから、高齢受給者証と同様に8月～翌7月の単位を年度とした有効期限を設定しており、70歳未満の被保険者においては5年以内の有効期限を設定するケースを考慮し、それぞれの有効期限を考慮した一括出力ができる機能を実装オプションとする。

市町村運用において70歳以上の被保険者における有効期限について負担割合を記載することから、高齢受給者証と同様に8月～翌7月の単位を年度とした有効期限を設定しており、70歳未満の被保険者においては有効期限を設定しないケースを考慮し、それぞれの有効期限を考慮した一括出力ができる機能を実装オプションとする。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（通知）（令和6年8月30日付け厚生労働省保険局長通知）」において、マイナ保険証を利用されている被保険者については、高齢受給者証は不要とされていることから、高齢受給者証の一括出力において資格情報のお知らせの発行対象者は出力しない機能を実装オプションとする。